平成２９年（フ）第１５４号
山梨県笛吹市石和町松本347番地６　エルム石和102、前住所山梨県笛吹市春日居町国府215番地
債務者　厚芝　卓已
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
長野県小諸市丙455番地１　市住783号
債務者　佐藤みや子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４８号
長野県小諸市大字山浦1633番地
債務者　田中　康寿
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第３９号
長野県飯田市山本6722番地１（市営住宅Ｃ２棟２号）
債務者　松尾　貴洋
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２７３号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町33番９号
債務者　小井関礼子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目５番22号サンオーニック武庫之荘102号、前住所兵庫県尼崎市口田中１丁目９番22―104号
債務者　田中由紀子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６０号
兵庫県尼崎市常松１丁目11番５―105号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番８号メゾン大和５号館223号
債務者　原田　　敦
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目104番地　ボックス東園田207、前住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目10番地の１　石川マンション101号
債務者　矢吹　成憲
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５７号
奈良県宇陀市大宇陀小附1260番地
債務者　角川美智枝
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（４―104）
債務者　松田　剛三
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
奈良県葛城市南花内123番地　ヴィフレーヴ208号
債務者　梁田千賀子（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
秋田市新屋栗田町21番８―401号
債務者　鈴木　晋子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２５号
秋田市山王中島町13番25号　コーポ楢岡Ｂ―３
債務者　菅原　浩美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３１号
兵庫県伊丹市荒牧７丁目９番29号　コンフォール荒牧203号
債務者　新子　勝弥
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号　コメットマンションＡ―402号
債務者　小城　敏晴
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
兵庫県宝塚市南口１丁目９番35号コーポツカ104号
債務者　歳岡　秀彦
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係